

## 板橋区子どもショートステイ（協力家庭）事業実施要綱

令和3年3月1日区長決定

令和4年3月4日区長決定

令和5年3月23日区長決定

令和5年8月10日区長決定

令和6年3月6日区長決定

令和6年11月28日区長決定

### （目的）

第1条 この要綱は、児童を養育している家庭の保護者（以下「保護者」という。）が、一時的に児童を養育することが困難となった場合に、板橋区の委託を受けた家庭（以下「協力家庭」という。）において、一時的に児童を養育する事業（以下「ショートステイ事業」という。）を実施することにより、子育て支援を行い、児童福祉の向上に資することを目的とする。

### （協力家庭）

第2条 協力家庭は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 年齢が25歳以上70歳未満であること。ただし、70歳に達した日以後の最初の3月31日において既に登録のある協力家庭で、継続して活動を行う意思があり、委託が可能であると区長が認めた者については、70歳以後も協力家庭を継続することができる。
- (2) 次のいずれかに該当する者であること。
  - ア 次のいずれかの資格を有すること。
    - (ア) 医師、保健師、看護師、助産師、幼稚園教諭又は保育士
    - (イ) (ア)に掲げるもののほか、児童の養育に係る資格として区長が認める者
  - イ 東京都養育家庭制度実施要綱（昭和48年4月11日付け47民児育第815号）2(1)の養育家庭として認定されている者
  - ウ 板橋区養育家庭制度実施要綱（令和4年6月30日区長決定）第2条第1項の養育家庭として認定されている者
  - エ 東京都フレンドホーム制度実施要綱（平成4年4月6日付け3福児育第962号）に定めるフレンドホームとして登録されている者
  - オ 板橋区フレンドホーム制度実施要綱（令和4年6月30日区長決定）第2条に定めるフレンドホームとして登録されている者
  - カ 板橋区子育て支援員養成講座を修了した者
  - キ 東京都子育て支援員研修を修了した者
  - ク 板橋区ファミリー・サポート・センター事業の援助会員として、区が実施する講座を全て修了し、一定の活動実績が認められる者

- ケ アからクまでに掲げる者に準ずる者として区長が特に認める者
- (3) 年齢が18歳以上の同居家族を有していること。
  - (4) 家庭生活が健全であり、本人及び家族全員が心身ともに健康であること。
  - (5) 経済的に困窮していないこと。
  - (6) 住居の間取りは原則として2室10畳以上あり、家族構成に応じた適切な広さが確保されていること。
- 2 協力家庭を希望する者は、次の各号の書類を区長に提出しなければならない。
- (1) 板橋区協力家庭登録申込書（別記第1号様式）
  - (2) 履歴書
  - (3) 資格を証明する書類（前項第2号アに相当する者に限る。）
- 3 区長は、前項により申込があった場合、第1項に定める要件に基づき審査をし、相当と認めるときは当該申込者を協力家庭として登録し、子どもショートステイ（協力家庭）事業委託契約（以下「委託契約」という。）を締結する。
- 4 区長は、前項の規定により、委託契約を締結した者を板橋区協力家庭登録台帳（別記第2号様式）に登録する。
- 5 区長は、第1項に定める規準に基づき審査し、相当と認めない者に対し、板橋区協力家庭登録申込却下通知書（別記第3号様式）により通知する。
- 6 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは委託契約を解除することができる。
- (1) 協力家庭が、委託契約の各条項に違反したとき。
  - (2) 協力家庭が、委託契約の解除を申し出たとき。
  - (3) 協力家庭が第1項に定める規準に該当しなくなったとき。
  - (4) 子どもショートステイ（協力家庭）事業の委託が不相当と、区長が認める事由が生じたとき。
- 7 区長は、前項の規定により委託契約を解除した場合は、当該協力家庭を板橋区協力家庭登録台帳から削除する。

（対象児童）

第3条 ショートステイ事業の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、区内に住所を有し、生後43日以上18歳未満までの間にある児童とする。ただし、区長が特に必要があると認める場合は、その他の者も対象とすることができる。

（利用要件）

第4条 ショートステイ事業は、保護者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、一時的に対象児童の養育が困難になった場合に利用できるものとする。

- (1) 疾病、出産等で入院又は通院する場合
- (2) 家族の疾病等によりその介護に従事する場合

- (3) 事故又は災害にあった場合
- (4) 学業又は仕事に伴う都合、冠婚葬祭等への出席等による場合
- (5) 育児疲れ、育児不安等で養育が困難な場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた場合

(ショートステイ事業の内容)

第5条 ショートステイ事業の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食事、その他身の回りの世話に関する事。
- (2) 対象児童宅、保育園、幼稚園、小学校等への送迎に関する事。
- (3) その他児童の一時的な養育に関する事。

(利用定員)

第6条 ショートステイ事業の対象児童利用定員は、原則として一協力家庭につき1人までとする。ただし、対象児童の兄弟姉妹については、協力家庭の受入れが可能な場合に限り複数名での利用を可能とする。

(利用期間)

第7条 ショートステイ事業を利用できる期間は、原則として、宿泊型は1回の申請当たり7泊8日以内とし、日帰り型は1回の申請当たり、4時間を超えて最長10時間までの利用で7日以内とする。

- 2 1会計年度当たりのショートステイ事業の利用限度日数は、14日（宿泊型にあつては1泊2日最長24時間で1日、日帰り型にあつては1回の利用当たり0.5日（宿泊型から連続して利用する場合は4時間に満たなくても0.5日と換算とする。）とする。ただし、区長が特に必要があると認める場合は、利用限度を超えて利用可能とする。
- 3 協力家庭における児童の受入れ又は受渡しの時間は、原則として午前7時から午後8時までとする。
- 4 宿泊型から継続して日帰り型を利用する場合は、日帰り型の利用が4時間未満であっても日帰り料金を加算するものとする。

(利用申請)

第8条 ショートステイ事業の利用を希望する保護者（以下「利用申請者」という。）は、事前に子どもショートステイ（協力家庭）事業利用申請書（別記様式第4号）を区長に提出しなければならない。ただし、区長が緊急やむを得ない事情があると認めたときは、利用申請者は口頭でショートステイ事業の申請をすることができることとし、当該口頭で申請した者は、事後速やかに所定の手続を行うものとする。

- 2 前項本文の申請の期間は、利用日の1か月前から7日前までとする。

3 子どもショートステイ（協力家庭）事業利用申請書を区長へ提出した利用申請者と対象児童は、事前に協力家庭宅に赴き面談を行い、当該利用申請者は、次の各号に掲げる書類を協力家庭に提出しなければならない。

- (1) 母子健康手帳（対象児童が2歳未満の場合に限る。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた書類

（利用決定）

第9条 区長は、前条の規定による利用申請があったときは、その内容を審査し、利用の可否を決定する。この場合において、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を決定しないものとする。

- (1) 第6条に定める利用定員を超える場合
  - (2) 対象児童の発育状況、体質等を考慮し、協力家庭での受入れが困難と認める場合
  - (3) 協力家庭の受入態勢が整わない場合
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が利用を制限する必要があると認める場合
- 2 区長は、前項の規定により利用の可否を決定したときは、子どもショートステイ（協力家庭）事業利用（承認・不承認）通知書（別記第5号様式）により利用申請者に通知するものとする。
- 3 区長は、前項の規定により利用を決定したときは、子どもショートステイ（協力家庭）事業養育依頼書（別記第6号様式）により受託者である協力家庭に通知する。

（利用変更）

第10条 前条第2項の規定により利用の決定を受けた利用申請者（以下「利用決定者」という。）が利用の変更をしようとするときは、速やかに子ども家庭総合支援センター（以下「センター」という。）又は協力家庭に連絡しなければならない。この場合において、協力家庭に連絡があったときには、協力家庭は連絡内容をセンターに連絡するものとする。

- 2 区長は、前項の連絡があった場合にはその可否を決定し、子どもショートステイ（協力家庭）事業決定変更通知書（別記第7号様式）により利用決定者に通知する。

（利用制限）

第11条 区長は、利用決定者がショートステイ事業を利用しようとする場合において、次の各号のいずれかに該当し、かつ、協力家庭が対応できないときは、利用を制限することができる。

- (1) 利用する児童が感染症等の疾病を有するとき。
- (2) 利用する児童が医療的行為を要するとき。
- (3) 利用する児童を協力家庭で安全に預かることが困難であると区長が判断するとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、区長が利用制限を必要と認めたとき。

(利用取消し)

第12条 区長は、利用決定者又は利用決定者の児童が、次の各号のいずれかに該当する場合はその利用決定を取り消すことができる。

- (1) 利用目的に反する行為をした場合
- (2) 協力家庭の指示・指導に従わない場合
- (3) 協力家庭の受入態勢が整わない場合
- (4) 災害その他の理由により協力家庭を利用することができない場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が利用の取消しを必要と認める場合

2 区長が利用を取り消したときは、子どもショートステイ（協力家庭）事業養育取消通知書（別記第8号様式）により利用決定者に通知する。

(利用料等の負担)

第13条 利用決定者は、次に定める表の区分に応じて利用料を負担し、協力家庭に直接支払うものとする。ただし、区長が特に必要があると認める場合は、区長は、利用料の全部又は一部を免除することができる。

利用料（児童1人当たり）

階層区分	保護者負担額（宿泊1泊） 10時間を超える 日帰り利用を含む	保護者負担額（日帰り） 4時間以上10時間以内の 日帰り利用
生活保護世帯	0円	0円
住民税非課税世帯 就学援助費受給世帯	1,250円	750円
その他の世帯	2,500円	1,500円

備考

- 1 階層区分の判定に当たっては、6月までの利用については前年度の住民税（非）課税状況により、7月からの利用については当年度の住民税（非）課税状況により判定する。なお、利用料の算定基礎となった住民税の課税状況が所得の修正等により課税から非課税に修正された場合における利用料については、ショートステイ事業利用開始時に決定された利用料とし、変更はしないものとする。ただし、申請日から利用日に至るまでの期間に、階層区分に変更が生じた場合は、保護者は利用前に、階層区分に変更があった旨を申し出るものとする。
- 2 ショートステイ事業の利用中に要した対象児童に係る、緊急の医療費、通園若しくは通学、送迎等に要した交通費、日用品等の経費は、利用決定者が負担するものとする。また予め概算額を協力家庭に預託するか、ショートステイ事業利用終了時に協力家庭

に直接支払う。

(利用辞退)

第 14 条 利用決定者は、利用を辞退する場合は利用日の前日午後 5 時までセンター又は協力家庭に申し出るものとし、同時刻以降の辞退については利用料の 1 日分を協力家庭に支払うものとする。

(損害賠償)

第 15 条 利用決定者は、利用中の児童が協力家庭の建物及びその付属設備等を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損に係る損害額を賠償しなければならない。

(実績報告及び委託料の請求)

第 16 条 協力家庭は、ショートステイ事業の実績があった月の翌月 5 日までに、板橋区協力家庭実績報告書及び関係書類を添えて、区長に報告し、委託料を請求するものとする。  
2 区長は、前項の報告の内容を確認後、同項の請求に基づき、委託料を協力家庭に支払うものとする。

(個人情報の保護)

第 17 条 協力家庭は、ショートステイ事業利用関係者の一切の個人情報について、次の事項を遵守しなければならない。委託期間終了後においても同様とする。

- (1) 関係書類の保管に際して個人情報の漏洩防止に充分注意すること。
- (2) この要綱に基づく業務以外の目的に個人情報を利用しないこと。
- (3) 受託により知り得た個人情報は、いかなる場合も第三者に提供しないこと。
- (4) 個人情報紛失等、事故を起こした際は、速やかに区長に報告すること。

(保険)

第 18 条 区長は利用する児童及び協力家庭を対象とし、損害保険に加入するものとする。

(その他の遵守事項)

第 19 条 協力家庭は、児童の保育に当たっては、利用決定者と児童の保育方法について十分協議し、適切に行わなければならない。

2 協力家庭は、少なくとも年 1 回以上健康診断を受ける等、健康管理に十分留意しなければならない。

(報告及び訪問)

第 20 条 区長は、協力家庭に対し、必要に応じショートステイ事業の利用状況等について報告を求めることができる。

2 区長は、センターの職員に命じ、ショートステイ事業を実施中の協力家庭を訪問させ、養育状況を確認させることができる。

(事業委託)

第21条 区長は子どもショートステイ（協力家庭）事業の受付業務の一部又は全部を、効果的な運営が見込まれる法人に委託することができる。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、子ども家庭総合支援センター所長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の板橋区子どもショートステイ（協力家庭）事業実施要綱に基づいて作成された様式用の紙で、現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年8月10日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年12月1日から施行する。

別記

第1号様式

第2号様式

第3号様式

第4号様式

第5号様式

第6号様式

第7号様式

第8号様式

板橋区協力家庭登録申込書

※受領	年 月 日	※登録	年 月 日				
<p>(宛先) 板橋区長</p> <p>板橋区協力家庭への登録を申し込みます。なお、本登録申込書の情報が、利用申請者に提供されることに同意します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">ふりがな 申込者氏名</p>							
申 込 者	住所	〒		電話 ( )			
	生年月日	年 月 日 歳					
	資格	医師・保健師・看護師・助産師・幼稚園教諭・保育士・養育家庭・フレッドホーム 子育て支援員養成講座修了 ( 年 月 ) ・その他 ( )					
家 族 状 況 (同居人を含む。)	続柄	氏名	生年月日	年齢	性別	職業	備考
			年 月 日				
			年 月 日				
			年 月 日				
			年 月 日				
			年 月 日				
			年 月 日				
最寄りの警察 (派出所)		派出所名			自宅から徒歩		
		電 話			分		
<p>(同意書)</p> <p>私は、 _____ が板橋区協力家庭に登録されることに同意いたします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申し込み者との続柄 _____ 氏名 (自署) _____</p>							



## 年度 板橋区協力家庭登録台帳

No.	氏 名	年 齢	住 所 (電話番号)	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				

様

板橋区長

## 板橋区協力家庭登録申込却下通知書

年 月 日付けで申し込みのあった板橋区協力家庭登録については、下記により申込を却下します。

記

理 由

## 子どもショートステイ(協力家庭)事業利用申請書

年 月 日

宛先 板橋区長

利用施設: 協力家庭

宅

下記のとおり子どもショートステイ(協力家庭)事業の利用を申請します。なお、預かり中に緊急事態が発生し、保護者または緊急時の連絡先に連絡がとれない場合には、区の判断により緊急対応を行うことについて了承します。

申請者	住所	板橋区				
	ふりがな		子との続柄	職業	連絡先電話番号	
	氏名				自宅	
					携帯	
				勤務先等		
養育期間	年 月 日 ( ) 時 分から 年 月 日 ( ) 時 分まで					
理養由育	※ ショートステイを利用する理由を具体的に記入してください。					
預入児童	ふりがな		性別	年 月 日生 ( 歳)		
	氏名			学校・保育園・幼稚園名 ( )		
	ふりがな		性別	年 月 日生 ( 歳)		
	氏名			学校・保育園・幼稚園名 ( )		
	健康状態 注意事項	(持病・常備薬・食物や薬のアレルギー・その他注意を要する事項)  <input type="checkbox"/> 特になし(特に注意を要する事項がない場合にはチェック願います)				
の(緊急連絡先 保護者等以外)	連絡順	氏名	続柄	職業	連絡先(勤務先・電話番号など)	
申減 請免	以下に該当する場合には、費用負担についての減免措置を申請します。 <input type="checkbox"/> 該当あり( <input type="checkbox"/> 生活保護受給中・ <input type="checkbox"/> 住民税非課税世帯・ <input type="checkbox"/> 就学援助)、 <input type="checkbox"/> 該当なし					

区 記 入 欄	利用区分	出産、病気、介護、育児疲れ、事故・災害、冠婚葬祭、学業・仕事、その他		
	特記事項		確認者	

保護者に係る費用負担の減免申請に当たり、区が保有する公簿による所得区分を確認することを承諾します。

(減免申請をされる方のみ記入)

年 月 日 氏名

子どもショートステイ（協力家庭）事業利用（承認・不承認）通知書

年 月 日

様

板橋区長

利用施設：協力家庭

宅

あなたが下記のとおり申請されました事業の利用について、（承認・不承認）しましたので通知します。

申請者	住所	板橋区				
	ふりがな		子との続柄	職業	連絡先電話番号	
	氏名				自宅	
					携帯	
勤務先等						
養育期間	年 月 日（ ） 時 分から 年 月 日（ ） 時 分まで					
理養由育	※ ショートステイを利用する理由を具体的に記入してください。					
預入児童	ふりがな		性別	年 月 日生（ 歳）		
	氏名			学校・保育園・幼稚園名（ ）		
	ふりがな		性別	年 月 日生（ 歳）		
	氏名			学校・保育園・幼稚園名（ ）		
健康状態 注意事項	(持病・常備薬・食物や薬のアレルギー・その他注意を要する事項)  <input type="checkbox"/> 特になし（特に注意を要する事項がない場合にはチェック願います）					
の（緊急連絡先 申請者以外 保護者等）	連絡順	氏名	続柄	職業	連絡先（勤務先・電話番号など）	
申減 請免	以下に該当する場合には、費用負担についての減免措置を申請します。 <input type="checkbox"/> 該当あり（ <input type="checkbox"/> 生活保護受給中・ <input type="checkbox"/> 住民税非課税世帯・ <input type="checkbox"/> 就学援助）、 <input type="checkbox"/> 該当なし					

利用 累計 日数 （区記入欄）	氏名	ショートステイ
		日
		日

## 子どもショートステイ（協力家庭）事業養育依頼書

年 月 日

協力家庭 様

板 橋 区 長

利用施設：協力家庭

宅

申請について、下記のとおり承認しましたので事業実施を依頼します。

申請者	住所	板橋区			
	ふりがな		子の続柄	職業	連絡先電話番号
	氏名				自宅
					携帯
勤務先等					
養育期間	年 月 日 ( ) 時 分から 年 月 日 ( ) 時 分まで				
理養由育	※ ショートステイを利用する理由を具体的に記入してください。				
預入児童	ふりがな		性別	年 月 日生 ( 歳)	
	氏名			学校・保育園・幼稚園名 ( )	
	ふりがな		性別	年 月 日生 ( 歳)	
	氏名			学校・保育園・幼稚園名 ( )	
健康状態 注意事項	(持病・常備薬・食物や薬のアレルギー・その他注意を要する事項)  □特になし (特に注意を要する事項がない場合にはチェック願います)				
の 保 護 者 等 ( 申 請 者 以 外 の 緊 急 連 絡 先 )	連絡順	氏名	続柄	職業	連絡先 (勤務先・電話番号など)
申減 請免	以下に該当する場合には、費用負担についての減免措置を申請します。 □該当あり (□生活保護受給中・□住民税非課税世帯・□就学援助)、□該当なし				

区 記 入 欄	利用区分	出産、病気、介護、育児疲れ、事故・災害、冠婚葬祭、学業・仕事、その他		
	特記事項		確認者	

子どもショートステイ（協力家庭）事業利用変更通知書

年 月 日

様

板橋区長

利用施設：協力家庭

宅

下記のとおり子どもショートステイ（協力家庭）事業の利用変更があったため、改めて通知します。

申請者	住所	板橋区				
	ふりがな		子との続柄	職業	連絡先電話番号	
	氏名				自宅	
					携帯	
勤務先等						
養育期間の変更後	年 月 日 ( ) 時 分から 年 月 日 ( ) 時 分まで					
理由						
預入児童	ふりがな		性別	年 月 日生 ( 歳)		
	氏名			学校・保育園・幼稚園名 ( )		
	ふりがな		性別	年 月 日生 ( 歳)		
	氏名			学校・保育園・幼稚園名 ( )		
	健康状態 注意事項	(持病・常備薬・食物や薬のアレルギー・その他注意を要する事項)				
	<input type="checkbox"/> 特になし					
緊急連絡先 (申請者以外 の保護者等)	連絡順	氏名	続柄	職業	連絡先(勤務先・電話番号など)	
申請減免	<input type="checkbox"/> 該当あり ( <input type="checkbox"/> 生活保護受給中・ <input type="checkbox"/> 住民税非課税世帯・ <input type="checkbox"/> 就学援助) 、 <input type="checkbox"/> 該当なし					

利用累計日数	氏名	ショートステイ
		日
		日

子どもショートステイ（協力家庭）事業養育取消通知書

年 月 日

様

板橋区長

利用施設：協力家庭

宅

下記のとおり子どもショートステイ（協力家庭）事業の養育を取り消したので通知します。

申請者	住所	板橋区				
	ふりがな		子との続柄	職業	連絡先電話番号	
	氏名				自宅	
					携帯	
勤務先等						
消費期間取	年 月 日 ( ) 時 分から 年 月 日 ( ) 時 分まで					
理由消						
養育取消児童	ふりがな		性別	年 月 日生 ( 歳)		
	氏名			学校・保育園・幼稚園名 ( )		
	ふりがな		性別	年 月 日生 ( 歳)		
	氏名			学校・保育園・幼稚園名 ( )		
	健康状態 注意事項	(持病・常備薬・食物や薬のアレルギー・その他注意を要する事項)				
□特になし						

利用累計日数	氏名	ショートステイ
		日
		日